

平成 24 年度 財政的援助団体等監査結果報告書

三重県監査委員

# 目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲等	1
3	監査の実施方法	2
4	監査の着眼点	2
5	別表〔監査実施団体一覧〕	3
第 2	監査の結果及び意見	
1	監査の結果	5
2	監査の意見	5
	【出資(出捐)団体】	
	○公立大学法人三重県立看護大学	7
	○財団法人三重ボランティア基金	8
	○公益財団法人三重県文化振興事業団	9
	○公益財団法人三重県立美術館協力会	10
	○財団法人国史跡斎宮跡保存協会	11
	○財団法人三重県武道振興会	12
	○公益社団法人三重県緑化推進協会	13
	○公益財団法人三重県農林水産支援センター	14
	○社団法人三重県青果物価格安定基金協会	15
	○公益財団法人三重県水産振興事業団	16
	○株式会社三重データクラフト	17
	○公益財団法人暴力追放三重県民センター	18
	【公の施設管理団体】	
	○社会福祉法人三重県視覚障害者協会	19
	○財団法人三重県母子寡婦福祉連合会	21
	○松阪市	22
	○特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	23
	○みえ中央市場マネジメント株式会社	24
	○伊賀森林組合	25
	○三重県南勢地区管理事業共同体	26
	【補助金等交付団体】	
	○三重紀北消防組合	27
	○社会福祉法人鐘和	28
	○独立行政法人国立病院機構三重病院	30
	○学校法人大橋学園	31
	○学校法人富田文化学園	33
	○学校法人桔梗が丘学園	34
	○社団法人三重県私学振興会	35
	○三岐鉄道株式会社	36
	○伊勢農業協同組合	37
	○鈴鹿森林組合	38
	○東ソー株式会社	38
	○三重県高等学校体育連盟	39
	○三重県中学校体育連盟	40
	○みえ災害ボランティア支援センター	41

# 平成 24 年度財政的援助団体等監査結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 19 日から平成 25 年 2 月 21 日までに実施しました監査について、その結果を次のとおり報告します。

平成 25 年 2 月 28 日

三重県監査委員 植 田 十志夫  
三重県監査委員 青 木 謙 順  
三重県監査委員 後 藤 健 一  
三重県監査委員 田 中 正 孝

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

### 2 監査の対象範囲等

#### (1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納、その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

#### (2) 監査対象期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

#### (3) 監査実施団体及び実施期間

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、33 団体（内訳別表）を選定のうえ、平成 24 年 11 月 19 日から平成 25 年 2 月 21 日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	12
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	7
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	14
計		33

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

### 3 監査の実施方法

監査実施 33 団体のうち、実地監査 11 団体、書面監査 22 団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認する方法により実施した。

### 4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 出資（出捐）団体
  - ・ 出資の目的に沿って事業が運営されているか。
  - ・ 会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
  - ・ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
  - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。
- (2) 公の施設管理団体
  - ・ 施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
  - ・ 料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
  - ・ 基本協定書の成果目標は、達成されているか。
  - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 補助金等交付団体
  - ・ 補助等の目的に沿って事業が実施されているか。
  - ・ 補助事業等の執行に係る会計事務は、適正に行われているか。
  - ・ 補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
  - ・ 補助金等の額は、適正に算定されているか。
  - ・ 補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
  - ・ 団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

## 5 別 表 [監査実施団体一覧]

### 出資（出捐）団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成25年2月21日	書面
2	財団法人三重ボランティア基金	津市	健康福祉部	平成25年2月21日	書面
3	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部	平成25年1月31日	実地
4	公益財団法人三重県立美術館協力会	津市	環境生活部	平成25年2月21日	書面
5	財団法人国史跡齋宮跡保存協会	明和町	環境生活部	平成25年2月21日	書面
6	財団法人三重県武道振興会	津市	地域連携部	平成25年2月21日	書面
7	公益社団法人三重県緑化推進協会	津市	農林水産部	平成25年2月21日	書面
8	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部	平成25年1月31日	実地
9	社団法人三重県青果物価格安定基金協会	津市	農林水産部	平成25年2月21日	書面
10	公益財団法人三重県水産振興事業団	津市	農林水産部	平成25年1月31日	実地
11	株式会社三重データクラフト	津市	雇用経済部	平成25年1月31日	実地
12	公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市	警察本部	平成25年2月21日	書面

### 公の施設管理団体（出資団体との重複1団体）

No	団 体 名	施設の所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	津市	健康福祉部	平成25年1月29日	実地
2	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会	津市	健康福祉部	平成25年1月29日	実地
3	松阪市	松阪市	地域連携部	平成25年2月21日	書面
4	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	尾鷲市	地域連携部	平成25年2月21日	書面
5	みえ中央市場マネジメント株式会社	松阪市	農林水産部	平成25年1月31日	実地
6	伊賀森林組合	伊賀市	農林水産部	平成25年1月28日	実地
7	三重県南勢地区管理事業共同体	松阪市 ほか	県土整備部	平成25年2月21日	書面
【8】	【三重県文化振興事業団】	津市	環境生活部	平成25年1月31日	実地

【 8 】 は出資団体との重複団体

補助金等交付団体（出資団体、公の施設管理団体との重複 5 団体）

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	三重紀北消防組合	尾鷲市	防災対策部	平成25年2月21日	書面
2	社会福祉法人鐘和	四日市市	健康福祉部	平成25年1月29日	実地
3	独立行政法人国立病院機構三重病院	津市	健康福祉部	平成25年2月21日	書面
4	学校法人大橋学園	四日市市	健康福祉部 環境生活部	平成25年1月29日	実地
5	学校法人富田文化学園	四日市市	環境生活部	平成25年2月21日	書面
6	学校法人桔梗が丘学園	名張市	環境生活部	平成25年1月28日	実地
7	社団法人三重県私学振興会	津市	環境生活部	平成25年2月21日	書面
8	三岐鉄道株式会社	四日市市	地域連携部	平成25年2月21日	書面
9	伊勢農業協同組合	度会町	農林水産部	平成25年2月21日	書面
10	鈴鹿森林組合	亀山市	農林水産部	平成25年2月21日	書面
11	東ソー株式会社	四日市市	雇用経済部	平成25年2月21日	書面
12	三重県高等学校体育連盟	鈴鹿市	教育委員会	平成25年2月21日	書面
13	三重県中学校体育連盟	名張市	教育委員会	平成25年2月21日	書面
14	みえ災害ボランティア支援センター	津市	環境生活部	平成25年2月21日	書面
【15】	【三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	平成25年2月21日	書面
【16】	【三重県武道振興会】	津市	地域連携部	平成25年2月21日	書面
【17】	【三重県農林水産支援センター】	松阪市	農林水産部	平成25年1月31日	実地
【18】	【三重県水産振興事業団】	津市	農林水産部	平成25年1月31日	実地
【19】	【伊賀森林組合】	伊賀市	農林水産部	平成25年1月28日	実地

【 】は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

改善を要する事項については、所管部局において団体に対する指導を行うなど、適切な措置を講じられたい。

#### ○改善を要する事項

項目	会計事務等に関する こと	事業の執行に関 すること	計
団体に対する意見	90件	7件	97件
所管部局に対する意見	53件	9件	62件

※ 意見の詳細については、団体別意見（7ページ以降）のとおり。

### 2 監査の意見

#### (1) 共通意見

以下に記載のとおり、改善を要する事案が複数の団体で見受けられた。

これらの事案はこれまでも指摘してきたものであり、各部局等が過去の監査結果を参考に所管団体に適切な指導、助言等を行っていれば防げたものと思料される。また、団体の会計事務全般に関しても、過去に指摘した事案と同様のものが散見されている。

各部局等にあつては、今回の監査結果を参考にして、チェック機能を高めつつ、各所管団体への指導、助言を徹底されたい。

#### 【団体に対する意見】

##### 会計事務等に関すること

○【出資(出捐)団体】賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討されたい。

〔 三重ボランティア基金、三重県立美術館協力会、三重県武道振興会、三重県緑化推進協会、暴力追放三重県民センター 〕

○【公の施設管理団体】事業報告書、業務報告書や決算書類の提出遅延や未提出があったため、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 松阪市、熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、みえ中央市場マネジメント、伊賀森林組合 〕

○【公の施設管理団体】個人情報保護責任者等の報告書が提出されていなかったため、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会、松阪市 〕

【所管部局に対する意見】

会計事務等に関すること

○ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書や実績報告書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあるので、期限を定め、補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、地域連携部、農林水産部、教育委員会 〕

(2) 団体別意見

団体別の意見については、次ページ以下のとおりである。

## 出資（出捐）団体

### 【公立大学法人三重県立看護大学】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0%）
交付金	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：692,571,000円 ----- 三重県立看護大学の運営に要する経費を交付する。（補助率 定額）

### [監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
勘定科目	○財務会計規則で定める勘定科目と、財務諸表に記載されている勘定科目の名称に不整合の箇所があった。
業務日誌	○団体からの委託業務において、仕様書に定める業務日誌が作成されていなかった。

### [所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医療企画課）

## 【財団法人三重ボランティア基金】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：300,000,000円（県出資比率：39.0%）

### [監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
善意銀行事業引当金	○善意銀行事業引当金については、引当金計上の要件に該当していないため、取り崩すべきである。
退職給付引当金	○退職給付引当金については、財務諸表に関する注記において、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額を計上することとしているが、その基準により計上されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、団体が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。

※ 重要性の原則：企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

### [所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 地域福祉国保課）

【公益財団法人三重県文化振興事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県総合文化センター
	平成23年度指定管理料：756,625,000円

〔監査結果及び意見〕

- (1) 総合文化センターチケット予約システムの所有権の帰属が明確となっていないので、団体と県において合意形成を早急に図られたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事等の親族制限の確認	○理事等の選任時において、親族制限の確認が行われていなかった。
出勤簿	○出勤簿の押印が長期間に渡り漏れているものがあつた。
金銭会計の中間報告	○会計規則に定める収入支出計算書等が、所定の期日までに常務理事に提出されていなかった。
評議員会の議事録	○定款に定められた評議員会における議事録の作成について、評議員から選任された議事録署名人の押印が一部されていなかった。
現金収納事務	○現金収納事務において、領収書を誤った金額で発行していた。
収入未済	○施設利用料の収入未済が発生していた。

※ 親族制限：不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すべき公益法人は、実質的に特定の者の利益を追求することがないように、同一親族等で占めることができる理事又は監事の人数は、各々の総数の3分の1を超えてはいけないこととなっている。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 総合文化センターチケット予約システムの所有権について合意形成を早急に図るとともに、顛末等について指定管理制度の主管部である総務部を通して他部局へも情報提供し、次期指定管理の更新時には無形財産の取扱について指定管理募集要項の業務仕様書上でも明確にされたい。

(所管課名：環境生活部 文化振興課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 文化振興課)

**【公益財団法人三重県立美術館協力会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：15,000,000円（県出資比率：36.1%）

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 文化振興課）

**【財団法人国史跡齋宮跡保存協会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：50,000,000円（県出資比率：46.0%）
補助金	文化財保護事業補助金：102,000円 史跡、遺跡等を活用し体験学習会等を実施し、歴史と文化に関する知識の普及向上を図る事業に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

**[監査結果及び意見]**

- (1) 寄附行為では、副理事長を1名設置する旨の規定があるが、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制となっており、寄附行為の規定と整合していないので、検討のうえ整合を図られたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
会計諸帳簿	○経理規程に定める物品記録簿が作成されていなかった。 ○公益法人会計における内部管理事項に定める会計帳簿(補助簿)のうち作成されていないものがあった。
現金収納事務	○現金収入については、経理規程で10日毎に集約し速やかに金融機関に預け入れることとしているが、遅れているものがあった。
契約書に基づく 手続等	○団体からの委託契約において、契約書等で定めた作業実施計画表及び業務完了報告書が、受託業者から提出されていなかった。
財務諸表	○平成23年度事業に係る法人税、消費税等について、23年度費用として計上されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 団体において、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制としているが、寄附行為の規定と整合していないので、整合を図るよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 文化振興課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 文化振興課）

## 【財団法人三重県武道振興会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：10,000,000円（県出資比率：49.4%）
補助金	スポーツ団体等活性化補助金：12,375,000円 三重県武道振興会の事業及び施設整備に要する経費を補助する。 （補助率 定額）

### [監査結果及び意見]

- 寄附行為において、毎会計年度の予算については年度開始前少なくとも30日前までに理事会の議決を、決算については年度終了後2か月以内に理事会の承認を得るものと規定されているが、期限内に行われていなかったため、寄附行為に基づいた適正な処理に努められたい。
- 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
契約書等の作成	○団体が発注した修繕工事において請書が必要であるが、施工業者から徴取されていなかった。
預り金の整理	○武道教室の受講希望者から預かった保険料について、受入及び支払の事実が帳簿に記載されていなかった。
建物の価額	○貸借対照表に記載の建物価額は帳簿価額（減価償却後の残存価額）となっているが、帳簿価額と比較する建物時価が把握又は算定されていなかった。
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

### [所管部局に対する意見]

- 団体における予算の議決及び決算の承認について、寄附行為に定められた期限内に行われていなかったため、寄附行為に基づいた処理を行うよう指導されたい。  
 （所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 スポーツ推進課、国体準備課）
- 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
 （所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 スポーツ推進課、国体準備課）
- 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。  
 （所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 スポーツ推進課）

**【公益社団法人三重県緑化推進協会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：135,202,148円（県出資比率：40.7%）

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○平成23年度の発生に係る収益及び費用のうち、24年度の収益及び費用として処理されているものがあつた。
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 みどり共生推進課）

**【公益財団法人三重県農林水産支援センター】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：2,231,000,000円（県出資比率：83.2%）
補助金	①農地保有合理化促進事業費補助金：28,476,000円 ----- 担い手の経営基盤の強化を図るため、農地保有合理化促進事業業務費、農業用機械リース等の事業費を補助する。（補助率 5/10～10/10）
貸付金	②就農支援資金貸付金：145,198,587円 ----- 三重県農林水産支援センターが認定就農者に貸し付ける就農研修資金及び就農準備資金に対し貸し付ける。

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○認定就農者に対する貸付金の収入未済があった。② ○実績報告書が、貸付等要領に定める期日までに提出されていなかった。②

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 担い手育成課）

**【社団法人三重県青果物価格安定基金協会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：119,000,000円（県出資比率：27.2%）
補助金	①指定野菜価格安定対策事業費補助金：3,914,000円 生産者の経営の安定化のため、市場価格の低落時における価格差を助成する。（補助率 1/2 以内）
	②果実生産振興対策事業費補助金：150,000円 温州みかんの適正生産量確保のため、指導等に要する経費を助成する。（補助率 1/10 以内）

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○貸借対照表や正味財産増減計算書等において、必要な注記が記載されていないなど、公益法人会計基準に従って作成されていないものがあつた。
総会議事録	○前年度の事業報告書等の承認がなされた総会議事録の写しが提出されていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

**[所管部局に対する意見]**

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 農畜産課)

(2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出について規定されており、提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め、補助事業者に明示されたい。①、②

(所管課名：農林水産部 農畜産課)

**【公益財団法人三重県水産振興事業団】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：1,490,000,000円（県出資比率：51.5%）
補助金	①種苗生産推進事業費補助金：12,786,000円 ----- 三重県尾鷲栽培漁業センターの運営に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	②良質マハタ種苗供給対策事業費補助金：3,000,000円 ----- 養殖用マハタの種苗生産及び中間育成技術の改良に要する経費を補助する。 (補助率 1/2以内)

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○貸借対照表において、固定負債に計上されている長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するものについては、固定負債と区別して、流動負債の1年内返済予定長期借入金として計上すべきところ、区別して計上されていなかった。 ○その他固定資産（什器備品）として区分すべき備品を、貸借対照表に計上していなかった。

**[所管部局に対する意見]**

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 水産資源課)

(2) 県から団体への委託業務の契約書において、概算払の規定を定めていないにもかかわらず、概算払を行っていたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(所管課名：農林水産部 水産資源課)

## 【株式会社三重データクラフト】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：19,500,000円（県出資比率：39.0%）

### [監査結果及び意見]

平成23年度の営業損失の額は、前年度と比較して17,073千円増加し、19,038千円となっており、経常損失の額も15,357千円増加し、10,105千円となっている。

繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善に努められたい。

### [所管部局に対する意見]

団体においては、繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善が図られるよう指導、助言されたい。

また、県も制度上可能な限り、障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度を活用し、業務の発注を促進するとともに、当該団体と連携のうえ、県内関係団体等へのPRを展開するなど、新たな発注先の確保への支援を行われたい。

（所管課名：雇用経済部 雇用対策課）

【公益財団法人暴力追放三重県民センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：738,100,000円（県出資比率：69.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 暴力団排除条例が施行され県民の暴力団排除意識が高まってきているなか、暴力追放三重県民センターの存在意義は、住民や企業にとっても、また警察活動にとってもますます重要なものとなっている。

しかし、同センターの財源はその8割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、所管課とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定を図られたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	○看板の設置については、金額的に固定資産として計上すべきものであるが、計上されていなかった。 ○平成24年度発行の月刊誌の広告代金について、23年度中に支払う必要のある場合は、流動資産の前払金として処理すべきであるが、23年度費用として処理されていた。
賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。
経理事務	○執行伺・支出・収入決議書の検収済年月日欄が空欄であった。また、会計事務に関連する決裁書において、決裁日等が記載されていなかった。
理事等の変更登記	○理事等の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の財源はその8割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、団体とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定に努められたい。

(所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課)

## 公の施設管理団体

### 【社会福祉法人三重県視覚障害者協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県視覚障害者支援センター ----- 平成 23 年度指定管理料：40,700,000 円

### [監査結果及び意見]

- (1) 業務計画に掲げた目標について、点訳奉仕員養成講習会受講修了者数等、目標を達成されていないものがあることから、業務内容のさらなる周知を図るとともに、各地のボランティアや社会福祉施設協議会等に連携・協力を求めることなどにより利用者の拡大を図り、目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
契約書等の作成	○団体からの委託契約において、請書等が必要であるが、受託者から徴取されていなかった。
管理備品	○管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。

### [所管部局に対する意見]

- (1) 平成 23 年度の協定書に掲げた目標値と 23 年 3 月 30 日付けで承認した業務計画の詳細な内容とに乖離があることから、近年、増加傾向にあるデージー図書等の貸出・閲覧や作成目標等の内容を精査するなど、適切な目標を設定されたい。  
また、目標が達成できていない項目については、指導・助言を行われたい。  
(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)  
※ デージー図書：国際標準規格に基づいて、CD-ROM に音声情報を記録したもの。
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)
- (3) 点字・テープ図書等の蔵書について、管理備品として基本協定書に記載していないことから、その増減について当該団体から管理備品増減報告書が提出されておらず、翌年度の年度協定での確認も行われていない。

管理備品を基本協定書に記載し、その増減については翌年度の年度協定で確認されたい。

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

**【財団法人三重県母子寡婦福祉連合会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県母子福祉センター ----- 平成 23 年度指定管理料：9,450,000 円

**[監査結果及び意見]**

- (1) 基本協定書に定められている成果目標と事業報告書に記載されている成果目標に相違があり、成果目標の達成状況の適正な把握が困難な状況にある。  
 前回の指定管理期間の成果目標を掲げたものである事業報告書の成果目標ではなく、基本協定書の成果目標に基づいて達成状況を再評価するとともに、目標を達成していないものについては目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
現金の取扱	○収納した参加費を取引金融機関に預け入れることなく、直接支出に充てているものがあつた。
事業報告書の収支状況	○基本協定書に定める事業報告書の収支状況について、指定管理業務用の口座から発生した預金利息収入が算入されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 基本協定書に定められた成果目標と事業報告書に記載されている成果目標に相違があるので、前回の指定管理期間の目標数値を掲げた事業報告書の成果目標ではなく、基本協定書の成果目標に基づいて達成状況を再評価されたい。  
 また、再評価の結果、目標が達成できていない項目については、指導・助言を行われたい。  
 (所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。  
 (所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (3) 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストによる確認が行われていなかったなので、適正に行われたい。  
 (所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

- ※ モニタリング：指定管理者によるサービスの提供が条例や規則、協定等に沿って、適切かつ確実に実行されているかどうかを確認するとともに、施設の管理・運営上の課題や問題点を洗い出し、安定的・継続的なサービスを提供するために、県が指定管理者による業務を検証・評価すること。

【松阪市】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営松阪野球場 ----- 平成 23 年度指定管理料：なし

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。
業務報告書	○基本協定書に定める四半期の業務報告書が提出されていなかった。
利用料金の還付	○利用許可書に記載されている利用料金の還付に係る要件が、利用規定に定める還付要件と異なっていた。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 スポーツ推進課)

**【特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県立熊野古道センター ----- 平成 23 年度指定管理料：65,875,000 円

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
現金払	○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、月中の所要見込み額を現金で手元保管していた。
施設利用許可書	○施設の利用に際し施設利用許可書が交付されていなかった。
管理備品	○指定管理料により購入した備品について、報告がなされていなかった。
業務報告書	○基本協定書に定める四半期の業務報告書について、期限内に提出されていなかった。
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課)

**【みえ中央市場マネジメント株式会社】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県地方卸売市場
	平成 23 年度指定管理料：なし
補助金	関連商品売場から始まる市場機能回復事業費補助金：2,000,000 円
	常時開放も視野に入れた市場の活性化を関連商品売場から始めるための経費を補助する。 (補助率 1/2)

**[監査結果及び意見]**

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
事業報告書	○基本協定書に定める事業報告書について、期限内に提出されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 農産物安全課)

【伊賀森林組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県上野森林公園 平成 23 年度指定管理料：26,310,000 円
補助金	①森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備）費補助金（H22 繰越）： 18,100,000 円 効率的な森林整備促進のため、林内路網整備に要する経費及び関連経費を補助する。（補助率 定額）
	②森林整備加速化・林業再生基金事業（間伐）費補助金： 11,250,000 円 森林整備を促進し樹木の良いな育成や伐採時の木材価値を高めるため、間伐に要する経費及び関連経費を補助する。（補助率 定額）
	③森林整備加速化・林業再生基金事業（森林境界明確化）費補助金： 18,000,000 円 森林整備を促進するため、対象森林の調査・測量、境界の明確化に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	④造林補助事業（高齢林整備間伐促進事業）費補助金 ・四－2 期分：1,325,725 円 ・四－4 期分：14,667,513 円 高齢級の森林の樹木の良いな育成及び伐採時の木材価値を高めるため、間伐に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
管理備品	○管理備品の増減について、翌年度の年度協定書で確認されていなかった。
行政財産の目的 外使用	○森林公園内の自動販売機の設置について、知事の許可を受けていなかった。
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 みどり共生推進課）

**【三重県南勢地区管理事業共同体】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 南勢ブロック・ 東紀州ブロック
	平成 23 年度指定管理料：90,959,811 円

**[監査結果及び意見]**

概ね適正に処理されていた。

## 補助金等交付団体

### 【三重紀北消防組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	消防広域化施設等整備費補助金：10,000,000円 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資器材の整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

### [監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

### [所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管課名：防災対策部 消防・保安課)

【社会福祉法人鐘和（補助対象：精神障害者通所授産施設生活訓練施設「フェア・ワークス下野」、「フェア・ワークスTRES」）】

財政的援助等の内容	
補助金	①精神障害者社会復帰施設運営費補助金：23,353,000円 精神障害者社会復帰施設に対し、運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10以内)
	②精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金：602,414円 福祉職員の処遇改善に取り組む精神障害者社会復帰施設等に対し、福祉職員の賃金改善に要する経費を補助する。(補助率 10/10以内)
	③障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金：4,148,550円 障害者自立支援法の改正に伴い、施設の改修等を行う場合に要する経費を補助する。(補助率 10/10以内)
	④小規模作業所緊急支援事業費補助金：1,100,000円 障害者自立支援法の改正に伴う新たなサービスに円滑に移行できるよう、小規模作業所に対し備品購入に要する経費を補助する。(補助率 10/10以内)
	⑤小規模作業所等移行定着支援事業費補助金：1,000,000円 小規模作業所等が障害者自立支援法の改正に伴う新たなサービスに移行した場合に、移行前の利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策等に要する経費を補助する。(補助率 10/10以内)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金の決算額	○県からの補助金額と団体の決算上の補助金額が、計上誤りにより合致していなかった。②
補助金台帳等	○経理規程に定める補助金台帳及び補助金収入明細表が作成されていなかった。③、④、⑤
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。③、④、⑤ ○備品の購入に際して、補助金額の内示前に徴取した見積書に基づいて業者を選定していた。③

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。③、④、⑤

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③、④、⑤

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

- (3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者  
に明示されたい。④、⑤

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

## 【独立行政法人国立病院機構三重病院】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①医療施設耐震化整備事業費補助金：594,600,000円 ----- 三重病院の建替・耐震補強工事に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)
	②障害者自立支援基盤整備事業費(備品整備)補助金:3,990,000円 ----- 障害者自立支援法の改正に伴い、施設の改修等を行う場合に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)
	③新人看護職員研修事業費補助金：530,000円 ----- 新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

## 【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。②、③ ○工事進捗状況報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。① ○補助事業の内容を変更しているにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。③ ○交付申請書及び実績報告書に、金額や対象経費の区分等の記載誤りがあった。②、③

## 【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②、③

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課、医療対策局 医療企画課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②、③

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課、医療対策局 医療企画課 地域医療推進課)

- (3) 補助金申請の事前協議における書類として、申請に不必要な個人情報を含む資料を提出させていたので、必要な提出書類を精査のうえ具体的に明示するなど、適正に事務処理を行われたい。②

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

【学校法人大橋学園（補助対象：大橋学園高等学校、ユマニテク調理製菓専門学校、ユマニテク看護助産専門学校、専門学校ユマニテク医療福祉大学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：39,111,000円 ----- 教育に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立高等学校等入学金補助金：670,000円 ----- 経済的困窮新入生徒に対する入学金減免措置に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
	③私立高等学校等授業料減免補助金：967,200円 ----- 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	④私立高等学校教育国際化推進事業費補助金：61,000円 ----- 外国人語学指導助手の雇用に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
	⑤私立専修学校振興補助金：8,610,200円 ----- 私立専修学校における教育に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	⑥みえ福祉連携プロジェクト事業補助金：602,000円 ----- 小規模事業所等が複数の事業所等と連携して、共同で実施する人材の確保や定着の取組に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	⑦キャリア形成訪問指導事業費補助金：3,400,000円 ----- 介護福祉養成施設等が巡回・訪問して行う研修に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	⑧潜在的有資格者等養成支援事業補助金：1,404,000円 ----- 介護福祉士養成施設等が実施する潜在的有資格者等の養成支援研修事業等に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	⑨結核健康診断補助金：153,076円 ----- 結核患者の早期発見等に資するための健康診断経費を補助する。（補助率 2/3）
	⑩看護師等養成所運営費補助金：38,761,000円 ----- 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
交付金	⑪高等学校等就学支援金事務費交付金：204,459円 ----- 就学支援に係る事務経費に対し、交付金を支給する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助要件の確認	○入学一時金減免申請書の受理に際し、保護者に係る平成 22 年度の課税証明書にて補助要件を確認する必要があるが、生徒 1 名分については、21 年度と同証明書をもって確認していた。 ②
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪ ○交付申請額の算定誤りにより、誤った額で交付申請を行っていた。⑩ ○交付申請書及び実績報告書に、金額等の記載誤りがあった。⑥、⑦、⑧、⑩ ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。⑩

#### [所管部局に対する意見]

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪  
(所管課名：環境生活部 私学課、健康福祉部 薬務感染症対策課 地域福祉国保課、医療対策局 医療企画課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な事務処理を行うよう指導されたい。②、⑥、⑦、⑧、⑩  
(所管課名：環境生活部 私学課、健康福祉部 地域福祉国保課、医療対策局 医療企画課)
- (3) 実績報告書の提出が取扱要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。②  
(所管課名：環境生活部 私学課)
- (4) 補助事業の内容に変更がない場合にも、団体へ変更交付申請の提出を求めていることから、要領等の改正等を含めてその取扱を検討されたい。③、⑪  
(所管課名：環境生活部 私学課)

【学校法人富田文化学園（補助対象：富田文化幼稚園、羽津文化幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立幼稚園振興補助金：73,229,000円
	私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 1,620,000円
	預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 （補助率 定額）
	③私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）：876,900円
	子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 （補助率 定額）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①、②、③

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。①、②、③

（所管課名：環境生活部 私学課）

- (2) 実績報告において、年度内に補助金額の算定が困難な対象経費について、その取扱を検討のうえ、要領等により提示されたい。①、②

（所管課名：環境生活部 私学課）

**【学校法人桔梗が丘学園（補助対象：桔梗が丘幼稚園、梅が丘幼稚園）】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立幼稚園振興補助金：57,298,000円
	私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 2,370,000円
	預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 （補助率 定額）

**[監査結果及び意見]**

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
経理事務	○支払処理等の会計伝票について、担当者や責任者の押印がされていなかった。①、②
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①、②

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。①、②

(所管課名：環境生活部 私学課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

(所管課名：環境生活部 私学課)

- (3) 私立幼稚園振興補助金の補助対象経費については、その申請書類において、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）の補助対象経費を含めて記載することになっていることから、早急に様式の見直しを行うなど、適正に運用できるよう検討されたい。①

(所管課名：環境生活部 私学課)

**【社団法人三重県私学振興会】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私学振興会補助金：171,496,000円
	私立学校教職員の就労環境を安定させるため、私学振興会に加入する学校法人等に交付する退職手当支給資金の充実に要する経費を補助する。 (補助率 平成23年度の標準給与総額の26/1,000)

**[監査結果及び意見]**

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 私学課)

**【三岐鉄道株式会社】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	鉄道災害復旧事業費補助金：21,604,012円
	災害を受けた鉄道施設の原形復旧を図るため、鉄道事業者が行う災害復旧事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/8)

**[監査結果及び意見]**

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○補助事業の内容を変更しているにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。

**[所管部局に対する意見]**

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

- (3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書及び実績報告書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

【伊勢農業協同組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①野菜生産振興対策事業費補助金：82,742,000円
	野菜産地の体質強化を図るため、低コスト、高品質生産の推進等のために行う施設整備に要する経費を補助する。(補助率 1/2以内)
	②畜産堆肥利用体制確立支援事業費補助金：600,000円
	計画的な畜産堆肥利用の取組及び堆肥の保管施設、機械整備に要する経費を補助する。(補助率 34%)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。②

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②

(所管課名：農林水産部 農畜産課)

- (2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者にも明示されたい。①、②

(所管課名：農林水産部 農畜産課)

【鈴鹿森林組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	森林整備加速化・林業再生基金事業（間伐）費補助金 ① H22 繰越分：17,500,000 円 ② H23 現年分：16,250,000 円
	森林整備を促進し樹木の良好な育成や伐採時の木材価値を高めるため、間伐に要する経費及び関連経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業は、特定間伐等促進計画等に記載の森林が対象となるが、交付申請時には未記載であった。①、② ○変更承認申請書に変更理由を記載した書類が添付されていなかった。①

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

(所管課名：農林水産部 森林・林業経営課)

(2) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①、②

(所管課名：農林水産部 森林・林業経営課)

【東ソー株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	バレー構想先端産業等立地促進補助金：113,994,000 円
	産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図るため、県内へ立地する先端産業の企業に対し、施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/10)

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

### 【三重県高等学校体育連盟】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①全国・ブロック高等学校体育大会派遣費補助金：90,846,615 円 ----- 全国大会等への選手派遣に要する出場生徒の交通費・宿泊費等を補助する。 (補助率 1/2、10/10)
負担金	②三重県高等学校総合体育大会負担金：5,000,000 円 ----- 三重県高等学校体育連盟に所属する 33 競技の各大会の会場使用料など大会運営に要する経費を負担する。 (補助率 定額)

### 【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①、② ○交付申請書が、交付要領等に定める期日までに提出されていなかった。① ○実績報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。② ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。② ○負担金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある修繕費等を対象経費として算定していた。②

### 【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。①、②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

- (2) 実績報告書の提出が、同補助金交付要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

- (4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

### 【三重県中学校体育連盟】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①全国中学校体育大会派遣費補助金：4,014,417円 ----- 全国大会への選手派遣に要する出場生徒の交通費・宿泊費を補助する。 (補助率 1/2)
負担金	②三重県中学校総合体育大会負担金：500,000円 ----- 三重県中学校体育連盟に所属する17競技の各大会の会場使用料など 大会運営に要する経費を負担する。 (補助率 定額)

### [監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。①、② ○実績報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。①、② ○概算払を受けているが、精算手続が行われていなかった。② ○負担金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある大会競技役員の人賃料を対象経費として算定していた。②

### [所管部局に対する意見]

(1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。①、②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

(2) 実績報告書の提出が、同補助金交付要領に定める期限より遅延していたが、まずは事務処理の実態に鑑み提出期限の見直し等を検討し、必要に応じて要領を修正したうえで、適正な期限までに提出するよう指導されたい。①、②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

(3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

(4) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者  
に明示されたい。②

(所管課名：教育委員会 保健体育課)

**【みえ災害ボランティア支援センター】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
負担金	①みえ災害ボランティア支援センター負担金及び基盤支援負担金（東日本大震災に係る災害ボランティア活動支援事業）： 27,992,462 円 ボランティアバスの運行や、事務局の活動に要する経費を負担する。 (負担率 定額)
	②みえ災害ボランティア支援センター負担金(台風12号災害に係る災害ボランティア活動支援事業)： 82,553 円 ボランティアバスの運行に要する経費を負担する。(負担率 定額)

**[監査結果及び意見]**

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
契約書の作成等	○団体からの委託業務の契約書において、実施方法として「別紙仕様書のとおり」と示しているが、別紙仕様書が添付されていなかった。①、② ○団体からの委託業務の契約書が作成されていなかった。① ○団体からの委託業務の契約書に収入印紙を貼付していなかった。①、②
旅費の精算	○旅費の精算について、旅費規程に定める旅費交通費精算書によらず、口頭により行われていた。①

**[所管部局に対する意見]**

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

(所管課名：環境生活部 男女共同参画・NPO課)

平成 24 年度財政の援助団体等監査結果報告書

平成 25 年 2 月発行

三重県監査委員事務局

〒514-0004 津市栄町 1 丁目 954 番地

TEL. 059-224-2923

FAX. 059-224-2220

<http://www.pref.mie.jp/KANSAI/HP/>

E-mail:kansai@pref.mie.jp